

教職関連科目の年次配当の変更について（24A 2年生）

教員採用試験の早期化等（7月→6月）に伴い、教育実習期間中に教員採用試験を受験した先輩方が数多く見受けられました。このことを踏まえ、全国的に教育実習時期を前倒しする大学が増えているのが現状です。

本学においても、学生さんの負担軽減を図るため、3年次後期に教育実習を行うよう配当年次を変更します。このことに伴い、教職関係科目の配当年次が以下のとおり大きく変更となりますので十分注意してください。

【経済学部】

◆中一種（社会）

- ・「地誌学」3年後期から3年前期に変更
- ・「社会科・公民科教育法」3年後期から2年後期に変更（水1、水2）

◆高一種（地理歴史）

- ・「地誌学」3年後期から3年前期に変更

◆高一種（公民）

- ・「社会科・公民科教育法」3年後期から2年後期に変更（水1、水2）

◆経済学部 全免許種共通

- ・「道德教育指導法」2年前期から3年前期に変更（R7年度は不開講）
- ・「特別活動・総合的な学習の時間指導法」2年後期から3年後期に変更（R7年度は不開講）
- ・「生徒・進路指導論」2年後期から3年前期に変更（R7年度は不開講）
- ・「教育相談」2年前期から2年後期に変更（木2）
- ・「教育実習事前事後指導（中・高）」4年通年から3年前期に変更（R8年度に受講）
- ・「教育実習Ⅰ・Ⅱ（中・高）」4年前期から3年後期に変更（R8年度に実習）

【スポーツ学部】

◆中・高一種（保健体育）

- ・「道德教育指導法」（小・中のみ）3年後期から3年前期に変更
- ・「特別活動・総合的な学習の時間指導法」3年前期から3年後期に変更
- ・「教育実習事前事後指導（中・高）」4年通年から3年前期に変更（R8年度に受講）
- ・「教育実習Ⅰ・Ⅱ（中・高）」4年前期から3年後期に変更（R8年度に実習）

以上

教育実習履修に関する申合せ（案）

（趣旨）

第1条 教育実習（養護実習を含む、以下同様）は、大学と実習校の契約に基づき実施される特殊な科目であるため、教育実習の履修はすべての学生に与えられる権利ではない。本申合せは、大学として教育実習の履修を認める要件を定めるものである。また、大学として教育実習の履修を許可した場合であっても、実習校から受け入れにふさわしくないと判断された場合は、実習を行うことができない。

（教育実習の時期）

第2条 教育実習の時期は、原則として3年後期または4年とする。

（教育実習履修の要件）

第3条 教育実習の履修を希望する者は、それぞれの時期に、①教育実習内諾許可要件、②教育実習許可要件、③最終確認要件を満たさなくてはならない。

（3年後期実習）

第4条 3年後期に教育実習を行う要件として、以下を定める。

①教育実習内諾許可要件

2年前期終了時点で、下記の要件をすべて満たす者に、実習内諾の許可を与える。

- a. 全履修科目の通算 GPA が 2.0 以上である。
- b. 別表 1 に示す科目をすべて修得している。

②教育実習許可要件

2年後期終了時点で、下記の要件をすべて満たす者に、教育実習の履修の内定を与える。

- a. 全履修科目の通算 GPA が 2.0 以上である。
- b. 別表 2 に示す科目をすべて修得している。

③最終確認

3年前期終了時点、下記の要件をすべて満たすものに、教育実習の履修の許可を与える。

- a. 小・中・高等学校においては、「教育実習事前事後指導」の事前指導に参加し、その内容をすべて学修している。
- b. 保健体育科においては「保健体育科教育法Ⅲ」を、社会科においては「社会科・公民科教育法」及び「社会科・地歴科教育法」（地歴科、公民科のみの場合はいずれか一方）を、商業科においては「商業科教育法」、小学校においては「各教科の指導法」のすべてを、養護においては、「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」を修得している。

（4年実習）

第5条 4年に教育実習を行う要件として、以下を定める。

①教育実習内諾許可要件

3年前期終了時点で、下記の要件をすべて満たす者に、実習内諾の許可を与える。

- a. 全履修科目の通算 GPA が 2.0 以上である、もしくは、2年後期3年前期に履修した全科目の平均 GPA が 2.5 以上である。
- b. 別表 1 に示す科目をすべて修得している。

②教育実習許可要件

3年後期終了時点で、下記の要件をすべて満たす者に、教育実習の履修の内定を与える。

- a. 全履修科目の通算 GPA が 2.0 以上である、もしくは3年次に履修した全科目の GPA が 2.5 以上である。
- b. 別表 2 に示す科目をすべて修得している。

③最終確認

教育実習開始までに、下記の要件をすべて満たす者に、教育実習の履修の許可を与える。

- a. 小・中・高等学校においては、「教育実習事前事後指導」、養護においては、「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」、「事前事後指導（養護）」の事前指導に参加し、その内容をすべて学修して

いる。

- b. 保健体育科においては「保健体育科教育法Ⅳ」を、社会科においては「社会科・公民科教育法」及び「社会科・地歴科教育法」（地歴科、公民科のみの場合はいずれか一方）を、商業科においては「商業科教育法」を、小学校においては「各教科の指導法」すべてを、修得している。

（科目履修生等）

第6条 5年目以降及び卒業後に教育実習を行う要件は、原則として第5条と同様とする。

（他校種免許の取得）

第7条 小学校免許の課程認定のない学科（経済・経営学科、スポーツ学科）に所属する学生で、中学校・高等学校免許に加え小学校免許を取得するために他学部・他学科履修を行う者、こどもスポーツ教育学科の学生で、小学校免許に加え中学校・高等学校免許を取得する者の教育実習履修の要件については、第5条を踏まえてその都度判断する。

（その他）

第8条 学則第39条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。

別表1（第4条①、第5条①関係）

| | |
|------------------|--|
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育原論 教職論 教育制度論 教育心理学 特別支援教育概論 教育課程論 |
| 66条の6に関する科目 | 現代国家と法 英語コミュニケーションⅠ 情報処理演習Ⅰ 情報処理演習Ⅱ 健康の科学（経済学部のみ） スポーツA またはスポーツBから1単位（経済学部のみ） |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科及び教科の指導法に関する科目から10単位以上 「保健体育科教育法Ⅰ」（中・高保健体育科のみ） 養護に関する科目から8単位以上（養護のみ） |

別表2（第4条②、第5条②関係）

| | |
|-----------------------------------|--|
| 道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目 | 教育方法論 教育方法論（養護） 教育相談 |
| 66条の6に関する科目 | 英語コミュニケーションⅡ 情報処理演習Ⅱ |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科及び教科の指導法に関する科目から20単位以上 （中・高保健体育科のみ体育実技8単位以上を含むこと） 「保健体育科教育法Ⅱ」（中・高保健体育科のみ） 「社会科・公民科教育法」（中・高社会科のみ） 「国語科指導法」「算数科指導法」（小学校のみ） 養護に関する科目から16単位以上（養護のみ） |